

アメリカ議会資料U. S. Serial Setの醍醐味

大津留（北川）智恵子

アメリカ議会資料の意味

今回購入されたU. S. Serial Set (1897-1969) は、主としてアメリカ連邦議会が刊行した報告書および様々な文書を合本製本したもののマイクロフィッシュ版である。このコレクションがそろったことで、1823年以降の公聴会資料、1970年以降のほぼ全資料など、アメリカ連邦議会が刊行する資料のほとんどが関西大学図書館において入手できることになった。

全文オンライン化が急速に進んでいる議会資料ではあるが、議会からは毎日のように膨大な量の文書が刊行されているため、少し時代を遡ればオンライン化は遅れがちである。したがってこれだけの資料を一つの図書館でまとまって手にすることができることの意味は大きい。アメリカ議会資料の西日本における拠点校として、関西大学図書館がアメリカに関する研究にさらに貢献していこう。

棚に並んだマイクロフィッシュの全景から紹介してみたい。マイクロフィッシュをぎっしりと納めた箱が全部で949箱あり、その中には合計で78,727枚のフィッシュが入っている。その一枚ずつに約100ページの文書が収録されていることになるので、それだけでも気が遠くなりそうなデータ量である。



これほど膨大な資料がアメリカを研究する上でどのような意味を持つのかを一言で説明することは容易ではない。そもそも、アメリカ連邦議会の資料が持つ意味からして、日本の国会関係の文書とは大きく異なっている。アメリカは、完全に近い三権分立の政治制度をとっている。議院内閣制の日本が多くを官僚に依存していることに比べると、立法府の行政からの独立性ははるかに高い。

その立法府にあたる連邦議会は、法律を作ることが第一義的な役割であるが、全ての立法が議員立法であるために、法案作りに必要な情報も自らの手で集める必要がある。提案された法案は、その内容にもっとも関連のある委員会が管轄委員会となり、その委員会での審議が最終的な法律のおおよその形を作り上げる。委員会にはそれぞれの分野に深い知識を持つスタッフが配属されており、議員よりもむしろスタッフが法案作りに重要な役割を果たしている。社会の問題が複雑化している今日では、委員会の下にある小委員会が実質的な審議を担っており、さらに専門的なスタッフが配属されている。

この委員会や小委員会の作業の一環にあるのが情報収集の場としての公聴会で、行政府役人から民間人まで、法案の内容に関係する人物が招聘され、法案についての情報や意見が求められるだけでなく、議員との間で政策の是非をめぐる厳しい討論がおこなわれることもある。したがって、公聴会の記録は、なぜ、どのようにして法律が作られたかを知るための、非常に重要な鍵を握っている。こうした審議過程を経て、最終的な内容が作られ、委員会から本会議へと上程される。その際に、法案の内容と趣旨が委員会報告としてまとめられるのだが、この報告書類が今回購入されたSerial Setに収められている文書の一つである。

また、いったん成立した法律が行政府によってどのように執行されているかを監視する役割も、立法

府である議会が負っている。毎年の予算執行が適切であるか、行政府や助成を受けた民間団体から報告を受けるという形で、監視は恒常的に行なわれている。その作業を助けるのが、議会のもとに設けられた専門機関である、会計監査院 (GAO) である。

個々の立法に関係なく、国政に大きな問題が生じた際に、それに関する調査をおこなう国政調査権という権限も連邦議会は持っている。ケネディ大統領の暗殺に象徴されるように国内で暴力が多発した1960年代や、外国での秘密工作が暴露され外交上の問題とともにアメリカ自身の民主主義をめぐる問題を引き起こした1970年代には、議会による徹底した調査が行なわれ、大部の報告書を通して国民に対しての説明責任を果たそうとした。

このように、法律を作る手前と後ろの両方の段階で、連邦議会は膨大な量の調査を独自におこない、その内容を公開してきた。民主主義が実質的に機能するための大前提が情報の共有であるということを考えるならば、連邦議会の資料がアメリカの民主政治において果たしてきたこうした役割は、研究者にとってという以前に、アメリカの人びと自身にとって重要なものであった。

以上のように、議会そのものがアメリカ政治において重要な意味を持っていることに加えて、今回の資料の扱っている時代そのものも非常におもしろい。本コレクションの開始年である1897年というのは、アメリカが世界の「大国」の仲間入りをした米西戦争 (1898年) の前夜であり、逆にコレクション終了年の1969年は、超大国アメリカがヴェトナムへの介入の失敗を認めて、名誉ある撤退を模索し始めた時期である。アメリカの外交が拡大から縮小へと一巡するこの70年強の間に、アメリカ国内では新移民の波が押し寄せ、第一次世界大戦、大恐慌、ニューディール、第二次世界大戦、原爆の開発、朝鮮戦争、マッカーシズム、公民権運動という、時代を区切るような多くのできごとを経験してきた。アメリカがそれぞれの局面にどのように対応していったのかを知るための大変に興味深い手ごかりも、この資料の中に埋もれている。

Serial Setの資料を用いた研究は、資料を時系列的に縦につなぎながらおこなうこともできるし、同時代的に横に切っておこなうこともできる。もっとも、70年間にわたるとはいえ、Serial Setは議会関係資料の一部に過ぎないので、実際の研究においては既に所蔵されている公聴会資料などを合わせて利用す

ることになる。

以下では、今回購入されたSerial Setの範囲に限って、時系列的、同時代的におこない得る研究の例を挙げながら、マイクロ資料の中身を紹介してみたい。

アメリカの市民権をめぐる

アメリカ市民とは誰を指すのかは、アメリカの建国期から現在にいたるまで、関心を集め続けた問題である。アメリカは、シビック・ナショナリズムの国だと言われ、アメリカの政治的理念に共感するものであれば、肌の色や出身国に関係なく、アメリカ人になれるという建前を取ってきた。しかし、現実にはアメリカの市民権を取れる人とそうでない人に二分されてきた歴史を持つ。それだけに、それぞれの時代に誰がアメリカ市民とそれ以外を分ける境界線上に置かれていたのかを見ることで、アメリカ社会の変容の軌跡をたどることが可能になる。

本コレクションの全時代を通して、「市民権 (citizenship)」というキーワードで検索すると、関連する文書を230件見出すことができる。特定の個

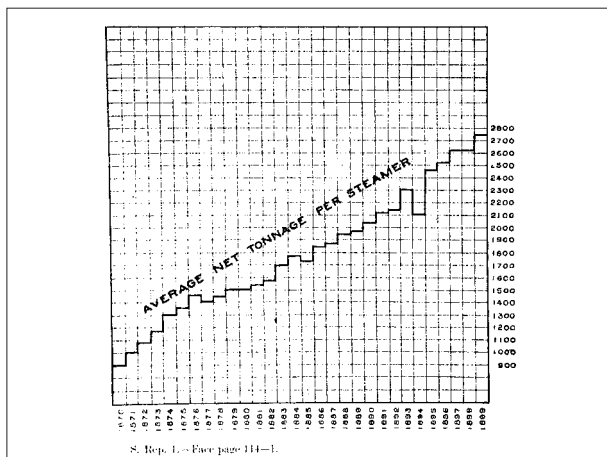
114 INTEROCEANIC CANAL.

TABLE II.—Statement showing the number and tonnage of vessels which passed through the Suez Canal in each year from 1897 to 1899, etc.—Continued.

Nationality.	1894.		1895.		1896.	
	No.	Gross tonnage.	No.	Gross tonnage.	No.	Gross tonnage.
British.....	2,356	8,335,826	2,518	8,532,073	2,162	8,657,796
German.....	598	887,063	314	577,629	222	1,120,581
French.....	183	730,999	278	1,043,051	215	819,919
Dutch.....	191	484,670	192	497,969	200	529,911
Italian.....	63	181,149	78	221,328	220	220,179
Austro-Hungarian.....	28	276,792	72	278,988	71	225,982
Other nationalities.....	163	419,163	182	438,259	239	692,558
Total.....	3,322	11,281,855	3,434	11,822,627	3,402	12,039,879

Nationality.	1897.		1898.		1899.	
	No.	Gross tonnage.	No.	Gross tonnage.	No.	Gross tonnage.
British.....	1,965	7,289,237	2,295	8,691,093	2,310	9,046,091
German.....	225	1,194,196	354	1,265,613	297	1,422,657
French.....	292	807,993	221	891,612	226	840,125
Dutch.....	206	552,472	168	526,478	206	883,011
Italian.....	71	198,161	74	268,418	69	200,625
Austro-Hungarian.....	21	253,211	85	290,251	101	321,294
Other nationalities.....	159	576,401	229	941,299	308	1,182,173
Total.....	2,986	11,123,465	3,503	12,969,692	3,607	13,816,392

NOTE.—The above figures include not only merchant vessels and small steamers, but also war ships and transports, as well as Government chartered vessels.



<パナマ運河建設のためにおこなわれたスエズ運河利用状況の調査>

人の市民権に関する議論を除くと、問題となっている人びとは大きく3種類に分かれる。一つは、アメリカが外に向かって領土を拡大していくにつれ、新たにアメリカ領土となった現地の人びとである。1898年の米西戦争で取得するプエルトリコ、フィリピン、グアムなどの住民がそれにあたる。例えば、「国籍も持たない人びと」と題し、プエルトリコの人びとにアメリカ市民権を与えるべきだという請願(#6176-599)をはじめとし、議論が重ねられている(#6364-968, #5225-1204, #6330-1300)。また、不平等条約によってパナマに運河を建設した後は、パナマ運河地域で生まれたアメリカ人の子どもに市民権を認めるという手続きも取られている(#10076-678, #10085-1303)。

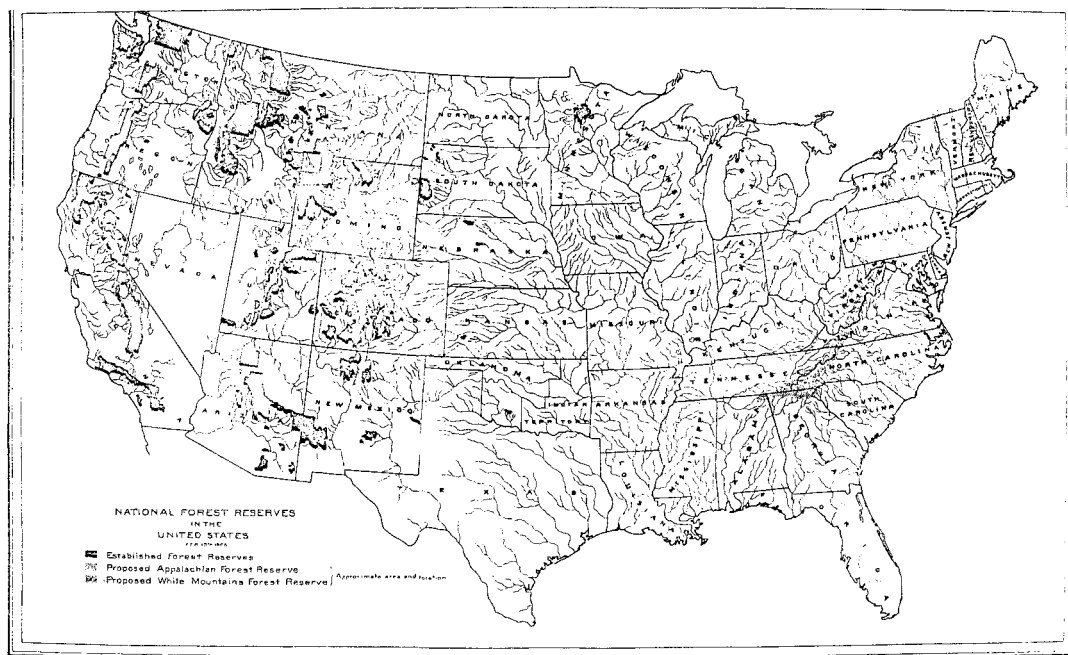
二つ目の種類としては、アメリカ領土の内側に存在しながらも、アメリカ人とはみなされてこなかった、あるいは市民権を与えられてこなかった人びとである。アメリカの原罪とまで呼ばれる奴隷制度は、本コレクションの開始する30年ほど前に憲法修正13条によって廃止されており、憲法修正14条、15条によってアフリカ系の人びともアメリカ市民としての権利が認められた。もっとも、こうした憲法上の権利は実際には100年近く踏みにじられ続けており、今日においても完全に保証されているとは言いがたい。

奴隷制の問題と並んで民主国家アメリカの陰と呼

ばれるのが、先住民に対する扱いであった。「無人の大陸」に植民地を作ったという語りから始まるアメリカ建国史であるが、実際には先住民の土地に外から入りこんだ人びとが作った国であった。建国当初は先住民をアメリカの外側にいる「外国人」とみなし、条約を結ぶことで関係を維持していたのだが、移民によってアメリカ人の数が増すにつれ、先住民の土地が必要になってきた。特に狩猟には広大な土地が使われていたため、彼らをアメリカ化し、狩猟に使われていた広大な土地のほんの一部を私有地として所有させるという手続きが取られていった。

チェロキー族の強制移住は「涙の道」と呼ばれ有名であるが、こうして居留地に移住させたインディアンに市民権を認める議案はくり返し提案されている(#4025-1188)。チェロキーを含みアメリカ化に協力した「文明化したインディアン」と呼ばれる5部族(他にセミノール、クリーク、チカソー、チョクトー)で、アメリカ市民権を認められるべき人びとのリストも残っている(#6597-478)。部族の「国」を守る道が閉ざされた先住民にとって、アメリカ市民権を与えられることは必ずしも恩恵ではなかったが、そうした心理を理解できるアメリカ人は多くはなかった。

同じくアメリカの内側にいながら、対等の扱いを受けてこなかった女性の市民権の問題も、20世紀にかけて表面化する。アメリカ市民権を持たない男性



H Rep 437 54 1

<インディアン居留地(中央やや下)の示された当時の地図>

と結婚することで、自らの市民権も失っていたアメリカの女性が、男性と平等な立場へと変化していく過程はおもしろい。外国人と結婚した女性の国籍という一般論が議論され (#6559-771)、具体的にドイツ人と離婚したアメリカ女性に市民権を復活させる法案 (#7591-243, #7195-363)、そして既婚女性の帰化・市民権全般をめぐる議論 (#7957-1110, #7959-1118) が次々となされている。こうした議論の活発化は、1920年に女性が憲法によって参政権を保障される時期と重なっている。しかし、まるで男性の所有物であるかのごとく、結婚・離婚の度に女性だけが市民権まで変更させられる法律がアメリカから姿を消すのは1930年代であり (#9774-131)、剥奪された市民権の回復措置がとられるようになるのは1940年代であった (#10761-183)。

三つ目のカテゴリーとして挙げられるのが、個人の思想と市民権の関わりである。上で触れたアメリカのシビック・ナショナリズムの原則は、逆にたとえアメリカ人として生まれても、アメリカと相反する政治的信条をもつ者からはアメリカの市民権を奪う方向に働くこともあった。それが顕著になったのが、戦時における敵国との関係である。第二次世界大戦勃発後の1940年に作られた国籍法 (#10432-2150, #10443-2396) は、アメリカ以外の国の軍隊に加わって戦ったり、選挙で投票した場合には、アメリカの市民権を剥奪すると規定した。戦時には愛国心が強く求められるということが、こうした規定からも読み取れる。

ところが、アメリカ以外の国といっても、アメリカと肩を並べて戦っている国と、敵国とに分かれる。さらに、敵国であっても、降服して同盟国の占領下におかれた時点で、その立場が変更する。そのため、戦争が出口に差し掛かると、一度市民権を剥奪された人びとに市民権を復活させる手続きが取られるようになる。

最初に救済されるのは同盟国に居住し、1940年の立法によって市民権を剥奪されることになったと知らずに外国で投票し、市民権を失った人びとの事例であった (#11017-1742)。また、同盟国でアメリカと共通の目的のために戦った人びとも、同じく救済措置を受けた (#11116-489, #11119-298)。

旧敵国に関しては複雑で、いつまでが「敵対」していた時期かという、日付まで指定した細かな区分がなされている。例えばアメリカ市民権を持ちながら日本で選挙に参加した場合を考えてみよう。1945

年9月2日に連合軍による占領が始まり、52年に独立国に戻るまでの間に日本で投票した日系アメリカ人は、一度は市民権を奪われた。しかし、彼らの場合は日本の民主主義を促進するために政府からの呼びかけに応じて投票したという事情を考慮して、後に市民権が復活されている (#11728-1178, #11741-1948)。敗戦以前の行為に関しては、日本が敵国であった時期なので、このような配慮は当然ありえない。同様の措置は旧敵国のイタリア系の人びとに対しても取られた (#11378-1469, 1506, 1514, #11370-2019)。

もっとも、個人の思想に基づく行為によってアメリカ市民権が剥奪されるというこの立法は、憲法違反であるとの判決が1970年代に出ている。こうした流れから言えば、今日アメリカでは人権が国家権力に勝るといことになる。ところがタリバーンのもとで戦ったアメリカ人は敵国兵士とみなすとブッシュ政権は宣言した。過去のものと思われた市民権をめぐる曲折は、資料の中で完結せず、現在進行形の問題として残っている。

アメリカの労働者をめぐって

今度は、時代を横切って資料を検索してみたい。

Serial Setの中には、議会関係の文書のみでなく、行政府が刊行している文書も収録されている。その中に労働省労働統計局の出している統計資料がある。例えば「賃金と労働時間シリーズ」という資料を用

4 SLAUGHTERING AND MEAT PACKING

Table 1.—Average hours and earnings, with index numbers, in specified years, 1917 to 1929, by department, sex, and occupation—Continued

Cattle-killing Department—Continued

Sex, occupation, and year	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929
Men—seasonal													
Plumbers of hides:													
1917	40	37	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5
1918	40	37	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5
1919	40	37	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5
1920	40	37	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5
1921	40	37	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5
1922	40	37	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5
1923	40	37	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5
1924	40	37	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5
1925	40	37	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5
1926	40	37	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5
1927	40	37	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5
1928	40	37	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5
1929	40	37	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5
Women or household workers and servants:													
1917	38	35	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5
1918	38	35	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5
1919	38	35	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5
1920	38	35	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5
1921	38	35	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5
1922	38	35	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5
1923	38	35	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5
1924	38	35	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5
1925	38	35	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5
1926	38	35	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5
1927	38	35	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5
1928	38	35	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5
1929	38	35	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5

<解体する牛の部位ごとの労働条件の表>

いると、同じ時期にどのような労働条件でアメリカの人びとが働いていたのかを知ることができる。

このシリーズでは、鉄鋼、石油、石炭、機械、自動車、木材、綿製品、羊毛製品、男性服、下着、くつなど、産業分野ごとに刊行された詳細な統計データが収録されている。例えば、1929年版の「屠殺・食肉業」の資料(#9444-711)の内容を見てみると、屠殺作業で担当する解体部位ごとに、それぞれの時給、労働時間、週当たりの賃金の表が1917年から1929年(大恐慌の始まる年)まで示されている。

こうした表を見ると、どのような職種が熟練を要するもので、どのような職種が未熟練労働者を吸収していたかを知ることができる。こうした労働条件の比較そのものも十分興味深いものであるが、このデータに、誰がその職種で働いていたのかという別のデータをかけあわせると、アメリカ社会を研究する上で、さらに興味深い側面を知ることができる。

今からちょうど1世紀前になる19世紀末から20世紀はじめのアメリカは、今日のアメリカが抱えているのと似たような問題を抱えていた。それは移民の増加である。しかも、今日がラテンアメリカやアジアからの異質の移民をアメリカ社会がどのように受け入れるかという問題であるのと似て、当時の問題は、東・南ヨーロッパからの「異質」な移民への対処が課題となっていた。

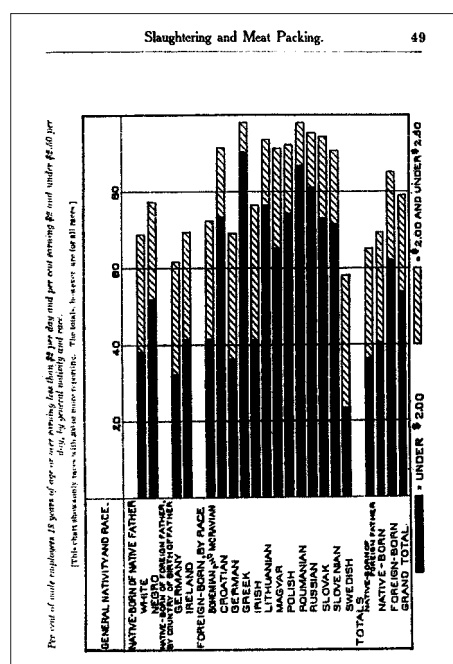
ヨーロッパからの移民がアメリカにとって異質であるというのは、不思議に響くかもしれないが、19世紀半ばまでのアメリカは、WASPという言葉で表わされるように、北・西ヨーロッパ出身のプロテスタントが社会の主流を占めていた。また、資金を携えて自営農民になることを目的としての移民も多かった。これと対照的に、19世紀半ばからの移民は、カトリック教徒や東方正教会教徒といった宗派の異なる人びとが流入しただけでなく、多くが母国でも十分な教育を受けられなかった階層の人びとだったために、アメリカの労働市場においては、最底辺の部分形成せざるを得なかった。

移民がアメリカ社会にとってどのような影響を及ぼすのかという関心から、連邦議会は移民委員会(Immigration Commission)を設立し、移民に関する調査をおこなっている。その資料の一つが、「産業における移民」シリーズで、25の産業分野別に、移民の就労状況だけでなく、その移民の多く住むコミュニティに目を向け、家族数や住宅の形態、宗教や医療・死亡保障まで、様々な側面を調査している。

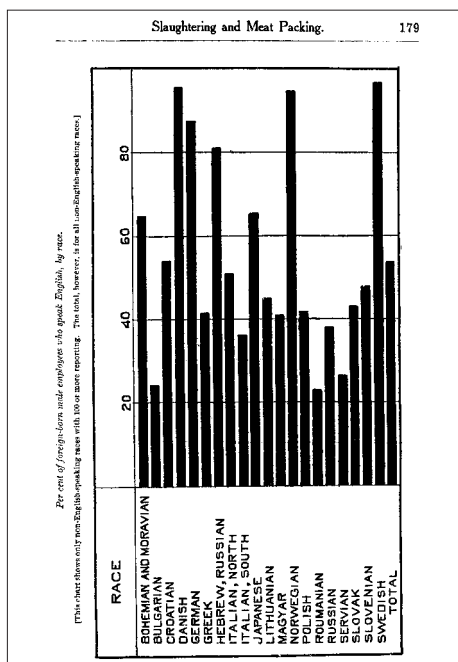
1911年に刊行されているこのシリーズから、先ほどの労働統計と同じ分野である「屠殺・食肉業」を選んでみよう(#5674-633)。民族ごとの労働条件は、まず大きく3つに分類される。すなわち、親も自分もアメリカ生まれ、移民の親を持つアメリカ生まれ(移民2世)、自分自身が移民(移民1世)である。そして、先の説明にもあったように、どの民族であるかによってアメリカに最初に移民する時期がおおよそ決まってくるので、この資料で移民2世が労働年齢に達しているのは、ドイツ系とアイルランド系のみであった。この3分類の平均賃金をみると、上記の順で賃金が下がっている。

これをさらに細かく見ると、民族ごとの賃金水準がわかる。下のグラフは成人男性労働者を時給2ドル未満か、2ドル以上2ドル50セント未満かで表わしたものである。グラフが実数のためわかりにくいですが、ギリシャ系、ルーマニア系、ロシア系などの人びとが低賃金で働く割合が多かったことが読み取れる。

賃金に大きく関係する指標として、この調査が示しているのが男性移民労働者の中で英語を話せる割合である。男性移民労働者全体の平均が54%であるのに対し、もっとも低い割合はルーマニア(23%)、ブルガリア(24%)、南イタリア(36%)、セルビア(38%)と並ぶ。北欧系移民は95%を越える率で英語を話す。もう一つ賃金と関係する重要な指数は、いずれの言語にせよ識字能力があるかという点で、



<民族ごとの賃金のグラフ>



<民族ごとの英語を話す割合のグラフ>

ここでも全体の平均が92.5%であるのに対し、南イタリア (75%)、リトアニア (78%)、セルビア (79%) と並ぶ。もっとも、屠殺・食肉業で働く移民労働者はポーランド系、ドイツ系、リトアニア系にかなり集中している。

統計を眺めると日本人も登場してくる。識字率が98.9%、英語を話す率が65.3%という数字は、意外なほど高いのではないだろうか。アメリカにとって、アジアからの移民の問題は中国人労働者から始まった。19世紀半ばに大陸横断鉄道を太平洋側から建設した多くの労働力は、中国人（苦力）によるところだった。しかし、安過ぎる労働力がアメリカ人労働者に不利益を与えることと、言葉だけでなく生活習慣の異質性がもとで、中国人に関しては19世紀末に排斥法が成立している。残る日本移民に対しては20世紀はじめに「紳士協定」で制限が定められたが、のち1924年の移民法改正では、「帰化不可能な移民の禁止」という間接的表現ではあるものの、細々と続いていた日本人移民が完全に禁止された。日本人労働者が、当時のアメリカ社会で南・東ヨーロッパ

からの労働者との比較の中でどのように見られていたのかということも、私たちにとってはおもしろいデータかもしれない。

労働統計に表れるデータは労働という経済活動を説明するものであるが、その労働を担っているのは人間であり、その人間には様々な活動の場を伴いながら生きている。上の例で挙げた移民労働者は、時給と労働時間という数字で表わされると同時に、アメリカ人として生まれてくる子どもたちを含めた家族という場、同じ出身地のもので集住するコミュニティという場を持ち、宗教活動、健康、教育などの日常的な関心事を抱えている労働「者」でもある。異なる関心から集計された資料を横断的に用いることで、人間としての労働者を浮き彫りにすることが可能であり、こうした資料は20世紀初頭に限らず、それぞれの時代でおもしろいアメリカ像を提供してくれる。

まずは自分の目で

このように、限らない研究材料を提供してくれる Serial Set であるが、これだけの量の資料を特定の研究のために効率的に利用するには、充実した検索機能が必要である。現在、関西大学ではマイクロフィッシュの刊行元である CIS 社とのオンライン契約により、Serial Set だけでなく、公聴会記録なども含め、かなりの資料の検索がオンラインで可能になっている。限られた時間の中で調査をおこなう場合には、検索機能のさらなる充実が不可欠となってくる。

が、もし時間が許すならば、2年会期の議会ごとに番号の振られたマイクロフィッシュの箱を手にして、その時代のできごとにとどっぷりと浸かってみることもお勧めしたい。当時の人びとが何を問題とし、どのような姿勢でその問題に取り組んできたのか、膨大な量のマイクロフィッシュの一枚一枚が語りかけてくれるように思える。これも、情報を大切にする国アメリカを研究する醍醐味だと言えよう。

(おおつる・きたがわ・ちえこ 法学部教授)